## 様式10 薬局製造業器具一覧表

## 1 自ら備える場合

記号	器具名	個 数
1	顕微鏡, ルーペ又は粉末X線回折装置	
	試験検査台	<b>A</b>
/\	デシケーター	
=	はかり(感量1mgのもの)	•
ホ	薄層クロマトグラフ装置	•
^	比重計又は振動式密度計	
۲	pH計	•
チ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ	
IJ	崩壊度試験器	•
ヌ	融点測定器	
ル	試験検査に必要な書籍	
	(1)薬局方及びその解説に関するもの	
	(2)薬事関係法規に関するもの	
	(3)当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの	
	(4)薬局製剤に関するもの	

## 2 自ら備えない場合(イ~ハ、ヘ、チ、ヌ、ルについては自ら備える)

記号	器具名	個 数
二 ホ	厚生労働大臣の指定する試験検査機関との契約年月日	
トリ	・平成 年 月 日	
イ	顕微鏡,ルーペ又は粉末X線回折装置	
	試験検査台	<b>A</b>
/\	デシケーター	
^	比重計又は振動式密度計	
チ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ	
ヌ	融点測定器	
ル	試験検査に必要な書籍	
	(1)薬局方及びその解説に関するもの	
	(2)薬事関係法規に関するもの	
	(3)当該薬局で取り扱う医薬品の添付文書に関するもの	
	(4)薬局製剤に関するもの	

- (注) ●については、厚生労働大臣の指定する試験検査機関の利用ができる器具(契約書を添付)
  - ▲については、試験検査及び調剤の業務に支障がないと認められるときは設置を要しない器具